事務所・店舗・病院・工場など事業用家屋を建築された方へ

固定資産税(償却資産)の申告が必要です

店舗・事務所・病院・工場などの事業用家屋を建築された方で、確定申告において減価償却費として 必要経費に算入される事業用資産を所有されている場合は、固定資産税(償却資産)の申告が必要です。

< 固定資産税の対象となる償却資産とは>

会社や個人で事業を営んでいる方が、その事業のために用いることができる構築物(建物附属設備を含みます。)・機械・装置・工具・器具・備品などで、土地・家屋以外の減価償却できる資産をいいます。

1 【申告が必要な資産を例示しますと次のとおりです。】

共通する資産	・「電気設備」のうち 受変電設備(キュービクル)、自家発電設備、蓄電池設備、
	動力引込工事、外灯設備等
	・ 「給排水設備」のうち 屋外給水・排水設備、下水道接続工事等
	・舗装路面、その他外構工事、太陽光発電設備、看板、エアコン、パソコン等

2 【その他、主な償却資産を業種別に例示しますと次のとおりです。】

業種	主な償却資産
事務系	タイムレコーダー、事務机、椅子、応接セット、ロッカー、キャビネット、金庫、コ
	ピー機、LAN配線等
喫茶・飲食店	食卓、椅子、厨房設備、レジスター、カラオケ機器、テレビ、冷蔵庫、券売機等
理•美容業	理・美容椅子、洗面設備、消毒滅菌器、パーマ器、レジスター、サインポール、テレ
	ビ、タオル蒸器等
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス、アイロン台、ボイラー等
小売店	商品陳列ケース、冷蔵庫、冷凍庫、レジスター、自動販売機等
医院•歯科医院	医療用ガス設備、レントゲン機器、ファイバースコープ、歯科診療ユニット、心電計、
	CT装置、MRI装置、各種検査機器、ベッド、待合室用椅子、各種事務機器等
工場	旋盤、ボール盤、スライス盤、金型、エアー配管、オイルチェンジャー、溶接機、プ
	レス機、洗車機、裁断機、印刷機等

上記の資産の例示を参考に、工事見積書・固定資産台帳等を確認の上、対象資産を申告してください。

なお、所得税・法人税の確定申告において、次のような経理処理をされている場合は、これらのうち家屋(固定資産税)の課税対象となる建物本体部分を除き、申告の対象となる資産の名称・数量・取得価額を工事見積書等の内訳から抜き出して申告していただくことになります。

- 1 新築工事に要した経費を「建物一式」としてまとめて減価償却されている場合
- 2 受変電設備や屋外給水・排水設備等を「電気設備」や「給排水設備」としてまとめて減価償却され ている場合

【問合せ先】 〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 広島市財政局税務部固定資産税課償却資産係 電 話(082)504-2127(直通) FAX(082)504-2129